

# 非常変災時の措置について（緊急時の児童の登校・下校について）

（令和2年7月8日）

## 1. 登校前に、『豊中市』に【暴風警報】【大雨警報（浸水害）】【大雨警報（土砂災害・

浸水害）】【洪水警報】【暴風特別警報】【大雨特別警報】のいずれかが発令の場合

\*「大雨警報（土砂災害）」は非常変災時の措置の対象外です。ご注意ください。

- ① 午前7時以降～午前10時までの間は、自宅で待機し、解除しだい安全に登校させてください。
- ② なお、午前10時までに解除の場合は**給食を実施**し、登校後は平常どおり授業を行います。
- ③ 午前10時以降においても、『豊中市』に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害・浸水害）」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令中の場合は、臨時休業といたします。

	7時	解除	10時
登校前に「豊中市」に上記警報が発令された場合は <b>『自宅待機』</b>	10時までに解除になった場合	解除後、安全に留意し登校 ○給食 あり ○登校後 平常どおりの授業	
	10時までに解除されなかった場合	臨時休業	

## 2. 登校後に、『豊中市』に【暴風警報】【大雨警報（浸水害）】【大雨警報（土砂災害・浸水害）】【洪水警報】【暴風特別警報】【大雨特別警報】のいずれかが発令の場合

- ① 気象情報に留意しながら、市教育委員会と協議の上、教育活動を停止せざるを得ないと判断した際には、児童の通学路や下校後の状況等を十分勘案して安全確保に努め、下校させるか学校に待機させるかを決め、適切な対応措置を講じます。
- ② 下校の場合は、教職員引率による集団下校とします。（場合によっては保護者への引き渡しも講じます。）
- ③ 放課後子どもクラブ「なかよし学級」の児童は、保護者と連絡がとれるまで学校待機とします。
- ④ 保護者が不在である家庭におかれましては、近隣の方等に依頼するなど、緊急時の対応策を講じておいてください。

### 3. 地震発生の場合

- ① 登校前に、豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は、臨時休業といたします。また、児童の安否の確認、校区内の被害の状況、通学の安全、校内の被害状況などの点検に努め、対応を決定いたします。
- ② 震度5未満であっても、一定の被害が発生した場合には、保護者において自宅待機させるかどうか判断してください。この場合、「出席停止扱い」といたします。
- ③ 児童の在校中に地震が発生した場合は、児童を安全な場所に避難させ、保護監督に当たるとともに、通学路の安全、校内の被害状況等を点検し、市教育委員会とともに、協議の上、下校させるか校内に待機させるかなど必要な措置を講じます。
- ④ 下校の場合は、教職員引率による集団下校とします。（場合によっては保護者への引き渡しも講じます。）
- ⑤ 放課後こどもクラブ「なかよし学級」の児童は、保護者と連絡がとれるまで学校待機とします。
- ⑥ 保護者が不在である家庭におかれましては、近隣の方等に依頼するなど、緊急時の対応策を講じておいてください。

### 4. 防犯上安全確保が必要な場合

児童在校中に、警察および教育委員会等関係機関より、児童の安全確保を必要とする指示があった場合は、内容及び状況、時間等から学校で判断し、必要に応じ学校連絡メールで保護者に連絡いたします。

- ①危険性が非常に大きい場合は、学校連絡メールで連絡しますので、保護者のお迎えで児童を引き渡します。
- ②危険を回避しながら下校が可能と判断した場合は、集団下校(学年ごとまたは地区)を行います。

#### **豊中市の警報・注意報を知る方法**

○豊中市のホームページから緊急防災情報→「豊中市の警報・注意報」を閲覧。

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/index.html>